

茨建協発第 2 7 3 号  
平成 2 1 年 3 月 1 6 日

会員各位

社団法人 茨城県建設業協会  
会 長 岡 部 英 男  
〔公印省略〕

### 下請セーフティネット債務保証制度（転貸融資）の実施について

時下、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、標記制度につきましては、茨城県建設業協同組合が平成 1 1 年度から実施しておりましたが、当組合の事業縮小に伴い、平成 2 0 年 9 月より休止しているため、当協会が新規にこの事業を立ち上げて、県内に本店を有する建設業者へ低利な施工資金を調達し、経営基盤の強化と工事の品質確保及び下請業者の保護等の改善を図る融資制度です。

また、建設業者が極めて厳しい状況に直面していることに鑑み、資金の円滑化を推進するため下請セーフティネット債務保証事業を拡充した地域建設業経営強化融資制度が創設され、公共工事の未完成工事部分についても保証事業会社からの金融保証により金融機関から融資を受けることが出来ることとなりました。

つきましては、是非この制度の趣旨を認識いただき、機会ある毎に活用し、資金計画にお役立て下さるようご案内申し上げます。